

令和5年度

石川労働局長登録講習 石基第10号

ボイラー取扱技能講習会開催ご案内

(一社)日本ボイラ協会石川支部

今般、標記の技能講習会を下記のとおり開催しますので受講されますようご案内いたします。

この技能講習は、次に掲げるイ～ニのボイラー（通称：小規模ボイラーの取扱資格が取得できる講習です）

- | | |
|---|---|
| イ | 胴の内径が750mm以下で、かつ、その長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー |
| ロ | 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー |
| ハ | 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー |
| ニ | 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、その内径が400mm以下で、かつその内容積が0.4㎡以下のものに限る。） |

なお、この講習の修了資格により、特別教育が必要な「小型ボイラー」も取扱うことができます。

また、修了証の交付を受けた後に4ヶ月以上「小規模ボイラー」を取り扱った経験があり、そのことの事業者証明により、二級ボイラー技士免許試験合格後に当該免許交付要件となります。

（注意：二級ボイラー技士免許申請の際の実務経験は、小規模ボイラーの取扱経験であり、小型ボイラーの取扱いではありませんので、ご注意ください。）

【開催要項】

1. 開催日及び場所

	開催日	開催場所
第1回	8月3日(木)～4日(金)	金沢市異業種研修会館（金沢市打木町東1400番地）
第2回	11月3日(金)～4日(土)	金沢市異業種研修会館（金沢市打木町東1400番地）
第3回	3月16日(土)～17日(日)	金沢市異業種研修会館（金沢市打木町東1400番地）

講習日の区分	開始時刻・終了時刻	科目ごとの講習時間	
第1日目	9:00～18:00 (休憩 1.5時間)	ボイラーの構造に関する知識	2時間
		ボイラーの取扱いに関する知識	4時間
		点火及び燃焼に関する知識	0.5時間
		関係法令	1時間
第2日目	9:00～18:00 (休憩 1.5時間)	点火及び燃焼に関する知識	2.5時間
		点検及び異常時の処置に関する知識	4時間
		修了試験	1時間

3. 受講料 16,500円（消費税込み）、下記テキスト代込合計額は21,010円です。

4. テキスト代
- ①ボイラー取扱技能講習テキスト（改訂第6版） 1,650円
 - ②[新版]わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則 1,430円
 - ③[新版]ボイラー図鑑 1,430円

（この講習での使用テキストは、上記の①、②、③です。消費税10%込みの価格です。）

（※日本ボイラ協会の会員事業場の方には割引価格を適用します。）

5. 定員 30名。

6. 申込み締切 講習開始日の14日前 9時～16時、（土、日、祝日は休み）

7. 申込み先 一般社団法人 日本ボイラ協会石川支部
〒920-0901 金沢市彦三町2丁目5番27号
名鉄北陸開発ビル 9階
TEL 076-263-9277 FAX 076-224-3219

8. 申込み方法 別紙申込書にご記入のうえ、直接当支部へ持参するか、ファックス又は郵送してください。メールによる方法でも受付します。
 ファックス、郵送又はメールで申込みの場合、受講料、テキスト代、及びテキストの送料550円（1事業場から複数名受講の場合で一括送付希望の場合5人分まで550円）は、銀行振込又は現金書留等で送金してください。

振込先： 北国銀行武蔵ヶ辻支店 （普） 109044
 （一社） 日本ボイラ協会石川支部

9. テキスト等の送付 受講料、テキスト代の入金を確認次第、受講票及びテキストを送付いたします。
10. 修了証の交付 前記「2」に記載の所定時間受講し、修了試験に合格した方に、修了証を交付します。
 修了証を郵送希望の方は、受講時までに返信用封筒(簡易書留切手404円貼付)を提出してください。
11. その他
- ① 写真(縦30mm×横24mm、申請6カ月以内撮影、上三分身、正面脱帽背景無地、裏面に氏名記入)2枚を講習当日までに提出してください。
 - ② 現住所の記載については、テキスト等が確実に届くよう、〇〇様方、アパート号棟、号室等について留意して記入してください。
 - ③ 旧姓又は通称による氏名の併記をご希望の場合は、申込書の所定欄にご記入ください。この場合は、旧姓の確認が出来る戸籍の証明書、外国籍を有する方は通称の併記された住民票等の公的証明書の提示が必要となります。
 - ④ 講習期間中に本人確認をさせていただきますので、運転免許証、パスポート等の本人確認書類をご持参ください。
 - ⑤ 当支部よりテキスト送付後に受講申込みを取り消された場合は、テキストを買い取っていただきます。また、講習開始日の7日以後の申込み取り消しについては、原則として受講料を返還いたしませんのでご承知おきください。

※ 参考 【1. ボイラー取扱資格一覧】

取扱者の資格等		ボイラーの規模		小型ボイラー	簡易ボイラー
		ボイラー	小規模ボイラー		
就業制限	ボイラー技士免許者	■	■	■	■
	ボイラー取扱技能講習修了者	□	■	■	■
就業前の教育	特別の教育を受けた者	□	□	■	■

■ は就業ができるもの

【2. 「小型ボイラー」とは】

- イ. ゲージ圧力0.1MPa以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が1㎡以下のもの又は胴の内径が300mm以下で、かつ、その長さが600mm以下のもの
- ロ. 伝熱面積が3.5㎡以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25mm以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05MPa以下で、かつ、内径が25mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
- ハ. ゲージ圧力0.1MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が8㎡以下のもの
- ニ. ゲージ圧力0.2MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が2㎡以下のもの
- ホ. ゲージ圧力1MPa以下で使用する貫流ボイラー(管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く。)で、伝熱面積が10㎡以下のもの(気水分離器を有するものにあつては、その気水分離器の内径が300mm以下で、かつ、その内容積が0.07㎡以下のものに限る。)